

教科書検定に関する陳情

(19 陳情第 69 号)

受理年月日	平成 19 年 10 月 15 日
陳情者	

(要旨)

陳情の要旨

先の大戦における沖縄での所謂「集団自決」に関しての教科書の記載内容について沖縄県はじめ全国の自治体で決議が相次いでいるが、杉並区議会では安易に決議しないように求めます。
今春文部科学省が教科書を改めるように検定意見を出したのは理由があつてのことであり、それに反対するマスコミの煽動や労組による集会の圧力によって検定を変更することは検定制度の自滅であり民主主義の敗北であります。

杉並区議会

理由

今春文部科学省が教科書を改めるように検定意見を出したのは従来所謂集団自決には軍の命令があったと思われていたところ、最近学者の調査により軍が命令した事実は無かったことが次第に明らかになってきたことによります。命令したとされる将校もその遺族も、また命令されたと言っていた関係者も命令の事実を否定しています。双方の言う所に拠ると

一、集団自決は村役場の幹部に呼びかけられたものである。

二、軍の将校は自決を思いとどまらせようとした。

三、自決が行われたことを知った将校は「なんと早まったことを！」と天を仰ぎ、すぐに生存者の救助に衛生兵を走らせていた。

四、自決に使われた手榴弾は在郷軍人会によって組織された「防衛隊」のものであり「軍が関与」したのではない。

五、戦後沖縄の該当の島々は貧窮に喘ぎどうしても軍人恩給等が欲しく、そのため島民は、「自決は軍の命令によるものであった」とする虚偽を考えだした。そして生存していた将校に了解を求め軍の命令によるものとする書類を厚生省に提出、恩給等の援助を得た。

六、その後島民は良心の呵責に堪えかね将校に謝罪している。

七、将校の遺族は名誉回復を求め「将校の命令があったとする本を書いた作家を相手に現在大阪地裁で係争中である。

以上の通り軍の命令があったことは事実と断定することは出来ません。沖縄はじめ全国の自治体が決議をしています、もし大阪地裁で事実ではないとの判決が出た場合、自治体の議決は根拠が無くなりいい悪いものになりかねません。もとより教科書はあくまで史実に基づくことが大切です。

私は先の大戦で「斯く戦った」沖縄県民の悲惨さに同情を惜しむものではありません。しかし感情と事実は別です。

自治体の決議を煽り、文部科学省に検定圧力をかける政治団体は沖縄県と本土の心理的離間を狙う面も垣間見られます。

繰り返しますが検定制度に政治が介入してはなりません。以上の通り安易な真偽決議をしないよう陳情します。